

令和4年第1回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和4年1月25日（火）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時20分

議長 会長職務代理 新井 稔

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	欠	8番	島田和雄	欠
2番	萩元不二夫	欠	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	欠	12番	渋谷貞男	欠
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	欠
出席 8名			欠席 6名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	欠	南畑1	関根和市	欠
水谷2	神山稔	欠	南畑2	谷合章	欠
鶴瀬1	横山勝之	欠	南畑3	萩原好伸	欠
鶴瀬2	星野幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局主査	吉野武明
事務局主任	荒木貢		

会長欠席のため、職務代理が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員 8 名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

日 程 第 1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

9 番	島田 秀男	委員
11 番	清水 登與雄	委員
13 番	長堀 進	委員

日 程 第 2 議 事

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 4 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

※議案第 1-2、1-3、1-4 については関連性があるため、それぞれ一括審議とした。

○議案第 1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については 1 月 17 日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第 3 条 2 項要件について

① 全部効率利用要件

- ・所有農地営農状況…所有農地 8, 809.18 m²については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター 1、田植機 1、コンバイン 1、防除機 1、乾燥機 1、調整機 1、農業用トラック 1、粃すり機 1
- ・従事人数…世帯員 2 名
- ・申請地までの通作距離…2 km

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名…本人 250日、妻 150日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 11,762.18㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われま

○議案第1-2、1-3、1-4

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については1月14日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため 「譲渡人」農業経営縮小のため

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地13,259㎡(所有地10,286㎡、借入農地2,973㎡)については適正に管理されている。

・農機具所有状況…耕運機1、トラクター2、田植機1、バインダー1、軽トラック1、籾すり機1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…1-1 自宅から1km

1-2 自宅から0.95km

1-3 自宅から0.8km

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名…本人 120日、母180日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

(議案1-2)

- ・権利取得後の耕作面積 14,250㎡

(議案1-3)

- ・権利取得後の耕作面積 13,658㎡

(議案1-4)

- ・権利取得後の耕作面積 13,324㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人から話を伺い、譲渡人にも訪問し話を伺い事務局説明のとおり支障がないと思われ
ます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請7件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック3段積を設置。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。

- ・資金については、不動産売却による資金で対応することとしており、不動産売買契約書の写しが提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2－2

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に南畑幼稚園、三浦病院の教育施設、医療機関が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック1～5段積を設置。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2－3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、2つの区分に該当します。
 - 1つ目が、10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。
第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。
 - 2つ目が、申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内にイムス富士見総合病院、諏訪小学校の医療機関、教育施設が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック3～4段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2－4

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に勝瀬小学校、にしじまクリニックの教育施設、医療機関が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック1段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2－5

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック 2 段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 2 - 6

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね 10 へクタール未満の区域内であることから、第 2 種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック 2～5 段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 2 - 7

(事務局説明)

申請目的「駐車場」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね 10 へクタール未満の区域内であることから、第 2 種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・隣地境界には新設コンクリートブロック 4～5 段積を設置。
- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水については土仕上げのため敷地内に浸透させること

となっております。

- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第3号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第3-1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

1月17日に現地を確認したところ、保全管理されておりました。従事者は、令和3年10月18日に亡くなりました。特に持病等もありませんでしたが、突然自宅で倒れ、そのまま亡くなってしまいました。近年は以前ほどの作業ではなかったが、出荷の手伝い等をされていました。申請地では主にこかぶを作っていました。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地の確認と話を伺いました。事務局の説明のとおり、支障がないと思われま

○議案番号第3-2

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

1月17日に現地を確認したところ、保全管理されておりました。従事者は、数年前にガンを患い、転移や再発を繰り返し、令和3年9月28日に亡くなりました。近年はできることも限られ、申請者も20年前に脳出血で倒れ車椅子生活のため、親戚等に作業を頼んでいた。以前は葉物野菜や麦等を作付けしていました。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地確認と話を伺いました。事務局の説明のとおり、支障がないと思われま

第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○議長は、相続税の納税猶予に関する適格者証明1件を議題として上程し、事務局の説明の後、全委員の賛成により案件を「承認」とした。

○議案第4-1

(事務局説明)

事務局において、1月14日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地7筆5,425㎡について、農地としての管理されていることを確認しました。申請者は家族3人で農業経営をされており、従事日数、農業用機械の所有状況も問題がないものと思われま

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地調査をいたしました。しっかりと農業経営をしている方であり、支障がないと思われま

第5号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋1件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第5-1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関する斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は2月16日までに事務局まで報告をお願いします。

第6号議案 (仮称) 富士見市北別所土地区画整理事業に係る農地の取扱いについて

○議長は、(仮称) 富士見市北別所土地区画整理事業に係る農地の取扱いについて1件を議題として上程し、まちづくり推進課の説明の後、委員に諮り、全委員の賛成により「異存なし」と決定した。

追加議案 審議保留分の審議について

- 議長は、審議保留となっている農地法第3条第1項の規定による許可申請において疑義のあった部分の詳細が確認できたため、議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

○追加議案

(事務局説明)

第12回総会で審議保留となっていた許可申請について、疑義に関する理由書の提出があり、疑義が残っていた部分の確認と詳細な説明を行った。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和3年12月14日から令和4年1月17日まで)

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1件

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. その他

議長は、令和4年第1回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年1月25日

議長

9 番

11 番

13 番
